

保険薬局を活用した服薬適正化事業 仕様書

1 委託業務名

保険薬局を活用した服薬適正化事業

2 目的および概要

市町村国民健康保険被保険者の服薬適正化を図るため、市町村国民健康保険被保険者のうち、複数医療機関から同種同効の薬が重複して処方されている等の服薬行動支援が必要な者（以下「対象者」という。）に対して、服薬情報の通知（以下「服薬通知」という。）を行うとともに身近な保険薬局での相談を促す。

また、市町村や医療機関等における後発医薬品等の使用実態について分析を行い、今後の使用促進に向けた具体的な事業検討を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託者からの提供データ及び提供時期

委託者からの提供可能データ及び提供時期の予定は以下のとおりであり、実際に提供を行うデータ及び提供時期は、委託者と協議の上、決定する。

提供データ	提供時期
令和6年3月診療分～令和7年2月診療分の医科及び調剤レセプト （市町村国民健康保険被保険者分及び後期高齢者医療制度被保険者分）	令和7年5月末頃
被保険者マスタデータ（国民健康保険被保険者分及び後期高齢者医療制度被保険者分 KD_IF015 及び JKA23M0010101）	
特定健診等データ管理システムから作成されるデータ（FKAC131、FKAC165 及び FKAC167）（2023 年度及び 2024 年度分）	
令和6年度に実施した保険薬局健康相談事業における案内文書送付対象者及び健康相談実施者のリスト	
令和7年8月診療分～令和7年11月診療分の医科及び調剤レセプト （市町村国民健康保険被保険者分）	令和8年2月末頃

5 事業内容

（1）服薬通知事業

ア 前年度事業の効果検証

4に記載されたデータを用いて、令和6年度に実施した保険薬局健康相談事業における案内文書送付対象者及び健康相談実施者の服薬行動の変化などを検証する。

イ 市町村担当者向け説明会

令和7年6月頃、事業内容及び事業実施にあたって市町村で必要になる作業等について、市町村に説明を行う。

なお、説明会の案内や、出席者のとりまとめについては、委託者にて行う。

ウ 対象者候補の抽出及び対象者候補リストの作成

4に記載されたデータを用いて、以下の点に留意の上、対象者候補を抽出し、令和7年7月中旬を目途に市町村ごとの対象者候補リストを作成する。

（ア）対象者候補の抽出基準については以下を基本とし、カに記載した発送数を確保できるよう、委託者と協議の上決定すること。また、厚生労働省の保険者努力支援制度（取組評価分）における「重複投与者に対する取組評価」「多剤投与者に対する取組」の評価指標を満たす抽出基準とすること。

区分	抽出基準
重複投与	令和7年2月のレセプトで、14日以上処方がある内服薬と内服に該当する外用が、2機関以上にまたがり重複処方（同一成分）されている者 ※ HIV、末期がん、精神疾患、認知症、指定難病等を除外 ※ レセプトの診療行為にて地域包括診療料及び地域包括診療加算を確認できた者を除外
多剤投与	令和6年12月から令和7年2月（3か月間）のレセプトで、全ての月で、内服薬と内服に該当する外用が、2機関以上にまたがり6種類以上処方されている者 ※ 除外者は重複投与と同様

(イ) 本事業に参加する各市町村に1名以上の対象者候補を選定すること。

エ 対象者等の確定

ウで作成した対象者候補リストを該当市町村に送付し、対象者及びクの電話勧奨実施者の選定を依頼する。

オ アンケート調査票作成

対象者及び相談実施薬局に依頼するアンケート調査票を作成する。

アンケート調査には、以下の内容を含むこと。

(ア) 保険薬局での相談状況、服薬状況や副作用の改善状況など本事業に効果検証に必要な内容

(イ) 後発医薬品等の使用に関する意識調査など後発医薬品使用率向上の分析に必要な内容

カ 服薬通知等作成、封入・封緘・発送業務

服薬通知を作成し、令和7年8月下旬を目途に、エで選定された対象者へ送付するとともに、電子記録媒体（DVD等）により電子データを該当市町村へ送付する。ただし、実施市町村の状況等に応じて送付時期を変更する場合は、事前に委託者と協議する。

服薬通知の発送数は重複投与（重複投与かつ多剤投与含む）該当者1,500通、多剤投与のみ該当者500通、計2,000通を目途に委託者と協議の上、決定する。

なお、服薬通知には以下の情報を掲載又は添付すること。

(ア) 保険薬局での相談を促す案内文書

(イ) 通知対象となった要因と抽出対象期間における全て服薬情報

(ウ) オで作成したアンケート調査票

(エ) 保険薬局への相談及びアンケート回答依頼文書

キ コールセンターの設置、運営

(ア) 業務内容

当事業全般に関わる問合せ対応を行う。

(イ) 業務スケジュール

対象者への案内文書送付直後からの6ヶ月間を予定期間とするが、具体的な日程は委託者と協議を行う。

(ウ) 業務日

月曜日から金曜日とし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の日を除くこととする。

ク 電話勧奨業務

カの服薬通知等発送後、速やかに、エで選定された電話勧奨実施者に対して、電話連絡により保険薬局での相談勧奨を実施する。

ケ 事業効果の評価

オのアンケート調査結果及び4に記載されたデータで確認した処方状況に基づき、各対象

者及び事業全体の事業効果の評価を行う。

コ 報告書の作成

ア〜ケの実施結果（オ（イ）のアンケート調査を除く）をとりまとめ、令和8年3月末までに委託者に報告する。

なお、当該報告には、各対象者のコンタクト状況（電話勧奨状況、コールセンターへの問い合わせ状況など）及び事業評価を、xlsx形式で市町村別に作成したものを含むこと。

（2）後発医薬品使用率向上事業

ア データ分析について

受託者は4に記載されたデータ等を活用して以下の内容を含む分析を行う。課題となる市町村、成分、医療機関、薬局を県内の状況のみならず客観的にも抽出できるよう、全国や近隣地域の状況との比較等を含むこと。

（ア） 県全体および市町村別の使用状況（数量・金額）

※ 市町村別の使用状況の分析は、5市町村以上行うこととし、委託者と協議の上決定すること。

ただし、国の目標（数量シェア、金額シェア及びバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数の割合）に係る数値は、全市町村について算出すること。

（イ） 医療機関ごとの使用状況（数量・金額）

（ウ） 切替効果額

※ 分析対象は厚生労働省が定める後発品係数を参照し、金額面で切替効果の高いバイオ医薬品・バイオ後続品に関する分析を必ず含むこと。

イ 分析結果をまとめたリストおよびレポート作成、報告会の実施

受託者は、アにおける分析結果等をもとに、納品後に県や市町村が探索的かつ簡易的に分析を行うためのリスト、および分析結果をまとめたレポートの作成を行う。納品形式は、リストはcsvまたはxlsx、レポートはpdfとすること。

なお、当該レポートは以下の内容を含んだ上で、現状や課題については、データに基づくエビデンスや、医師または薬剤師の意見をもとに示される内容であることとする。

（ア） 愛知県における後発使用実態分析結果の考察

（イ） 県および市町村の処方状況（全国や近隣地域の状況の比較等を含む）

（ウ） ATC分類別・課題成分別分析

（エ） 切替効果額（全体および課題成分別、バイオ後続品に関する内容を含む）

（オ） 課題となる医療機関・薬局の抽出

（カ） バイオ医薬品・バイオ後続品の使用状況（成分別、入院外来/院内外別、疾患別）

（キ） 県および市町村の状況や課題のサマリー

（ク） （1）オ（イ）のアンケート調査分析

納品と同時期に委託者に対し報告会を実施し、分析結果から抽出された課題および対策の説明、次年度以降に取り組むべき施策の提案を具体的に行うこと。

ウ 分析結果報告会の実施

受託者は、（2）のレポート等を活用して本事業や取組の説明・情報提供を県内医療関係団

体、県内医療関係団体会員、県内市町村に対して行う。

エ 実施時期

(2) 事業内容	実施時期
ア データ分析およびレポート作成	データ受領後～令和7年12月頃
イ リスト・レポート納品および報告会	令和8年1月頃
ウ 分析結果報告会の実施	令和8年1月～3月頃

6 事故等への対応

事故等の責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、事故やトラブル発生時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに委託者へ報告しなければならない。

7 個人情報の取り扱い

受託者は、業務の遂行に当たって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守し、必要な情報セキュリティ対策を講じること。

8 特記事項

(1) 委託者との連絡・調整に当たっては、委託者と十分に調整し、指導の質の向上に努める。その際は、事業管理責任者が対応する。

(2) レセプトデータ及び被保険者マスタデータ等の取扱いについては、以下の体制が整備されているものとする。

ア レセプトデータ及び被保険者マスタデータ等を取扱う受託者は、プライバシーマーク、及び ISO/IEC27001, JISQ27001 認証のうち、いずれか1つを取得していること

9 その他

(1) 本契約に際して生じた著作権は、委託者に帰属するものとする。

(2) 委託業務の遂行に当たっては、委託者と協議しながら進めること。

(3) 本仕様書記載の実施時期は目安であり、委託者と協議の上、実施時期を変更することができる。

(4) 本仕様書に定めのない事項（仕様内容等に変更が生じた場合を含む）については、その都度、委託者と協議の上、決定すること。

(5) 業務上知り得た一切の情報について、委託者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

(6) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

(7) 委託料について、単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。

(8) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。

(9) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。

(10) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。